鹿児島県公報

平成28年12月2日(金)第3269号



示

発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

則 規

○鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則(※)

(学事法制課取扱い) 1

告

- ○有害な図書等の指定
- ○保安林の指定
- ○保安林の指定予定
- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○県営土地改良事業の計画の変更
- ○道路の区域の変更

- (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - (森づくり推進課取扱い) 2
 - (森づくり推進課取扱い) 2
 - (食の安全推進課取扱い) 3
 - (農地整備課取扱い) 3
- (道路維持課取扱い) 4 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

(大島支庁取扱い) 4

香 委 員 公 監 表

○監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 4

公安委員会規則

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び同法第7条第1項の規定に基づく 司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則(※) (刑事企画課取扱い) 5

馴

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第46号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則(平成6年鹿児島県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「かん養する」を「涵養する」に改め、同条第2項の表第一部(昼間課 程)の部生活科学科の項中「身近な環境として位置づけ、自然環境及び社会環境を視野に入れ ながら、」を「中心とする」に、「かかわる基礎知識」を「関わる専門知識」に、「かかわる 事象に」を「関わる事象を」に、「対応する」を「分析・理解する能力及び質の高い生活環境 をデザインする」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県告示第1036号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓 指定年月 指 定 指 定 指 定 書 名 発 行 所 指定理由 番 号 箇 所 種 別 著しく青 25179 平成28年 雑 誌 Cheri+ 新書館 全 部 11月号 11月22日 少年の性的 04321 - 1125180 実話BUNKAタブー コアマガジ 感情を刺激 12月号 05375-12 し, 又は著 25181 死闘!!山口組分裂365日 ジェイズ恵 しく青少年 文 社 の粗暴性若 62883-04 25182 CIRCUS MAX Special KKベスト しくは残虐 12月号増刊 04100-12 セラーズ 性を助長し, 世にも残酷なグリム童話 宙出版 その健全な 25183 19626-12 育成を阻害 徳間書店 Chara するおそれ 25184 がある。 12月号 02973-12 25185 電擊 萌王 K A D O K12月号 16367-12 A W A25186 レベル9 ミリオン出

鹿児島県告示第1037号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓

版

68517-04

- 1 保安林の所在場所
 - 大島郡瀬戸内町大字油井字前平606番2

vol. 22

- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸 内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1038号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の五698番2, 字小勝891番11
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸 内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1039号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓

| | | | | | 此儿田尔州 | <u> </u> | |
|-------|--------|----------|-----------|-----------|----------|----------|-------|
| 登録番 | 更新後の | 肥料の種 | 肥料の名 | | | 生 産 | 業者 |
| 豆 球 甾 | 登録の有 | がの性 類 | 形料の名 称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 氏名又は | 住所 |
| 5 | 効期限 | 無 | 孙 | | | 名称 | 生別 |
| 鹿児島 | 平成34年 | 魚かす粉 | 8 - 5 か | 窒素全量 8.0 | 該当なし | 鹿児島プ | 鹿児島市 |
| 県肥第 | 11月28日 | 末 | ごしま魚 | りん酸全量 5.0 | | ロフーズ | 城南町37 |
| 1220号 | | | 粉 | | | 株式会社 | 番地 |
| 鹿児島 | 平成34年 | 蒸製骨粉 | 4 - 21蒸 | 窒素全量 4.0 | 該当なし | 鹿児島プ | 鹿児島市 |
| 県肥第 | 12月20日 | | 製骨粉 | りん酸全量21.0 | | ロフーズ | 城南町37 |
| 1286号 | | | | | | 株式会社 | 番地 |
| 鹿児島 | 平成34年 | 魚かす粉 | 9 - 7 か | 窒素全量 9.0 | 該当なし | 鹿児島プ | 鹿児島市 |
| 県肥第 | 12月20日 | 末 | ごしま魚 | りん酸全量 7.0 | | ロフーズ | 城南町37 |
| 1287号 | | | 粉 | | | 株式会社 | 番地 |
| 鹿児島 | 平成31年 | 混合有機 | パワープ | 窒素全量 3.5 | 含有を許される有 | 鹿児島プ | 鹿児島市 |
| 県肥第 | 11月20日 | 質肥料 | П | りん酸全量 3.5 | 害成分の最大量及 | ロフーズ | 城南町37 |
| 1300号 | | | | 加里全量 3.0 | びその他の制限事 | 株式会社 | 番地 |
| | | | | | 項は公定規格のと | | |
| | | | | | おり | | |
| 鹿児島 | 平成31年 | 配合肥料 | プロドリ | りん酸全量15.0 | 含有を許される有 | 鹿児島プ | 鹿児島市 |
| 県肥第 | 11月20日 | | ーム | く溶性りん酸 | 害成分の最大量及 | ロフーズ | 城南町37 |
| 1301号 | | | | 15.0 | びその他の制限事 | 株式会社 | 番 地 |
| | | | | 加里全量 16.0 | 項は公定規格のと | | |
| | | | | く溶性加里16.0 | おり | | |
| | | | | 水溶性加里12.0 | | | |
| | | | | く溶性苦土 5.0 | | | |

鹿児島県告示第1040号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により,土地改良事業県営農地整備(経営体育成型)(旧:県営ほ場整備)(区画整理)岡崎地区の計画を変更したので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年12月5日から平成29年1月6日まで

3 縦覧場所

鹿屋市役所農地整備課

鹿屋市吾平総合支所産業建設課

鹿屋市串良総合支所産業建設課

鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿児島県告示第1041号

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第17条第1項の規定により, 鹿児島県道路公社が次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年12月2日から2週間,鹿児島県道路公社及び鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路 の 種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更 前後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|---------------|--------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 県道 | 指宿鹿児島イ | 鹿児島市山田町字宮ノ後 | 前 | 21.0~183.0 | 650. 9 |
| | ンター線 | 2751番地先から同市山田町 | 後 | 21.0~243.0 | 650. 9 |
| | | 字山ノ口2973番6地先まで | | | |

大島支庁告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年12月2日

大島支庁長 鎮寺裕人

| | 事業所 | | | | 申請者 | | | | 障害福祉 |
|-------|-----|--|--------------|-------|---------|---------|-------|-------|------|
| la la | 名 称 | | 武 大 地 | 名 | 称 | 主たる事務所の | 代表者の氏 | 指定年月 | サービス |
| 名 | | | 所 在 地 | | | 所在地 | 名 | 日 | の種類 |
| FL | ΑТ | | 奄美市名瀬小浜 | 特定非常 | 営利活動 | 奄美市名瀬小浜 | 内堀 亮太 | 平成28年 | 就労移行 |
| | | | 町 6 番14号 | 法人S | t e a d | 町27番8号 | | 11月1日 | 支 援 |
| | | | | у & С | О | | | | |

監査委員公表

監査委員公表第15号

平成28年10月7日付け監査第57号の監査結果に基づき、平成28年11月4日付け鹿教総第420号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月2日

鹿児島県監査委員田 中 和 彦同大 薗 豊同禧 久 伸一郎同ふくし山ノブスケ

文書注意事項

| 機 | 関 | 名 | 事項の内容 | | 講 | じ | た | 措 | 置 | の | 内 | 容 | |
|-----|-----|---|---------|---|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 教育委 | 員会 | | | | | | | | | | | | |
| 文化 | 比財課 | | 業務委託におい | 誀 | 内職 | 員に | 適正 | な事剤 | 务処理 | 限につ | いて | 周知を | .図 |

| | て,委託業務終了 | るとともに、会計書類については、複数で徹底 |
|---------|-----------|------------------------|
| | 届の提出及び確認 | してチェックするよう確認し、チェック体制の |
| | 検査がなされてい | 強化を図った。 |
| | ないものがある。 | |
| 人権同和教育課 | 地域改善対策高 | 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収 |
| | 等学校等奨学資金 | 入未済額については、新規発生の未然防止のた |
| | 返還金の収入未済 | め,毎月の奨学資金返還納付書送付時に,文書 |
| | 額は,前年度より | により返還方法等を周知するなど返還意識の高 |
| | 減少(収入歩合は | 揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困 |
| | 増加)しているが、 | 難者については,免除制度の周知を図っている。 |
| | 依然として多額と | また、未納者に対しては、未納状況を示し返 |
| | なっている。 | 還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未 |
| | | 納状況を把握するために自宅訪問を行い,個々 |
| | | に応じた細やかな納付指導をするなどして、収 |
| | | 入未済額の解消に努めている。 |
| | | 今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に |
| | | 細心の注意を払いながら、自宅訪問に重点を置 |
| | | き、面会や電話による督促や分割納入等の指導 |
| | | 及び免除制度の周知に取り組み、更なる収入未 |
| | | 済額の解消に努めてまいりたい。 |
| 北薩教育事務所 | 平成26年度に支 | 所内の旅費事務に係るチェック体制を整える |
| | 払うべき旅費を, | などの改善を図った。 |
| | 平成27年度に支払 | また、研修会等の機会を通じて、改めて管内 |
| | っているものがあ | の学校へ再発防止の周知を図った。 |
| | る。 | |

公 安 委 員 会 規 則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び同法第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月2日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第18号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び同法第7条第1項の規定に基づく司 法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び同法第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則(平成12年鹿児島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1号中「警察本部の」の次に「生活安全部(地域課を除く。),」を,「刑事部」の次に「, 交通部」を加える。

附則

この規則は,公布の日から施行する。